

## 新庁舎建設基本計画協議会の委員公募

町では、新庁舎建設にあたり新庁舎建設基本計画協議会を設置します。協議会で町民の皆さまからのご意見をいただくため、委員を募集します。皆さまのご応募をお待ちしています。

### 【公募の目的】

新庁舎建設基本計画（案）を作成するため。

### 【応募要領】

会議名称 新庁舎建設基本計画協議会

構成予定 建築関係有識者、公募委員、団体等の代表、職員等

募集人数 3名以内

応募要件 町内在住・在勤・在学の15歳以上の方で、町の審議会等の委員を受けていない方

任期 平成26年7月から平成27年3月頃まで  
(基本計画(案)作成まで)

現在は、庁舎のうち昭和35年に建築した部分が耐震基準値に満たなかったことから緊急避難措置として庁舎北側に仮庁舎を建設するなどにより、産業課、建設課、都市計画課、管財課、環境課、地域包括支援センターの事務室を移転して業務を行っています。

報酬 なし

応募期限 5月7日(水) 企画部管財課へ必着

提出物 作文「瑞穂町の新庁舎建設に期待すること」  
※400～800字で、様式は自由です。

氏名・性別・年齢・住所・電話番号を記入してください。

提出方法 郵送、ファクス、Eメール、直接持参  
提出先 〒190-1292 瑞穂町企画部管財課管財係  
☎557-7486 ☎556-3401

メールアドレス kanzai@town.mizuho.tokyo.jp

問合せ 管財課 ☎557-7486

## 旧庁舎移転計画に伴う庁舎改修工事について

現在、庁舎の外部に連絡用通路を建設中です。また、庁舎内部でも順次、移転のための整備工事を進めています。工事の影響により庁舎内部の案内表示を行って

いますが、お困りの際は管財課もしくはお近くの職員にお尋ねください。ご不便をお掛けしますがご理解とご協力をお願いします。

## 春の家畜ふれあいデー

春の一日、広場で家畜たちとのふれあいを体験してみませんか。

日時 4月26日(土) 午前9時30分～午後3時  
(小雨実施、荒天時中止)

会場 (公財) 東京都農林水産振興財団  
青梅市新町6-7-1

内容 体験・展示等 牛の乳しぼり、のらぼう菜摘み(予定)、関係団体による乳牛のコンテスト、都内農畜産物の販売

※車でのお来場および犬等のペット同伴での来場はご遠慮ください。

問合せ (公財) 東京都農林水産振興財団青梅庁舎  
☎0428-31-2171

## 公立福生病院 職員募集

採用予定日 平成27年4月1日

※当該免許を有する方は、随時採用します。

職種	募集人員
助産師	5名程度
看護師	20名程度
専門看護師 認定看護師	若干名



### 試験日・試験内容

5月24日(土) 小論文(800字以内)、面接

### 申込書受付期間

4月21日(月)～5月7日(水) 午前9時～午後5時  
(土・日曜日、祝日は除きます)

受験資格など詳しくは、ホームページをご覧ください

ホームページ <http://www.fussahp.jp/>

問合せ 公立福生病院 ☎551-1111(内線2512～2514)

届いていますか ゴミ・資源物収集カレンダー 平成26年度版「ゴミ・資源物収集カレンダー」を3月中に配布しました。届いていない場合は、環境課へご連絡ください。また、外国語(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語)版、点字版、朗読テープが必要な方もご連絡ください。ごみの分別にご協力をお願いします。問合せ 環境課 ☎557-7706

## みずほリサイクルプラザからのお知らせ

問合せ みずほリサイクルプラザ  
☎557-5364

みずほリサイクルプラザでは、ごみの搬入状況や作業風景を見学していただくなど、ごみの減量や分別の仕方の啓発を行っています。また、リサイクル品(家具類)の展示販売、太陽光発電、太陽光採光システムの導入など、環境に配慮した取り組みも行っていきます。

開館時間 平日・毎月第1日曜日 午前8時30分～午後5時

施設見学 開館時間内は自由に見学できます(平日のみ)。団体の場合は、事前に予約をしてください

リサイクル品展示販売 毎月1日に当月分を展示し、15日まで受け付けします。複数申込の品物は抽選で販売します(申し込み1人3品まで)。  
※展示品は主に家具類です。

### みずほエコパークフリーマーケット

### 「みずほ青空市」の開催

日時 4月20日(日) 午前9時～午後1時(雨天中止)

場所 みずほエコパーク管理棟前広場

### 【次回開催・出店者募集】

日程 5月18日(日) 出店数 130店まで

申込期限 5月2日(金)

※出店料は無料です。飲食物、動物は除きます。また、営利目的の方は出店できません。

※販売物その他物件の盗難、紛失、損害、その他会場および駐車場で発生した事故等に対しては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

※申し込み多数の場合、期限前に受け付けを終了します。※今年度のフリーマーケット開催日は、4月、5月、6月、9月、10月、11月、12月、平成27年2月、3月の各月第3日曜日の9回。



## みずほエコパークにお越しください

「みずほエコパーク」は、身近で自然と触れ合うことができる公園として、散歩路(車椅子等でも散歩できます)、芝生広場、花壇や池、ドッグラン等があります。ジョギングやウォーキングなど健康づくりや憩いの場としてぜひご来園ください。

開園時間 ▶4月・5月 午前6時～午後6時  
▶6月～8月 午前6時～午後7時  
▶9月・10月 午前6時～午後5時  
▶11月～3月 午前6時30分～午後4時  
※12月29～31日は休園です。



## 平成26年度 狂犬病 予防集合注射

—雨天でも実施します—



### 日程・場所

【4月3日(水)】 ▶長岡会館前(二小北側)…午前10時～  
▶二本木公園…午前10時50分～  
▶狭山谷公園…午後1時20分～  
【4月4日(木)】 ▶殿ヶ谷会館…午前10時～  
▶むさしの公園…午前11時～  
▶松原中央公園…午後1時20分～

費用 3,550円(予防注射3,000円、注射済票550円)

※詳細は「広報みずほ」3月号をご覧ください。

問合せ 環境課 ☎557-0544

## フレッシュランド西多摩からのお知らせ

### 【臨時休館】

法令点検および定期補修のため、4月14日(月)～18日(金)は臨時休館します。

### 【5月人形展】

端午の節句に合わせ、5月人形の展示を行います。

期間 4月8日(火)～5月6日(火)

問合せ フレッシュランド西多摩  
☎570-2626  
ホームページ <http://www.nishiei.or.jp>

## 住宅改修補助制度

問合せ 産業課 ☎557-7633

個人住宅の改修工事等を町内の施工業者を利用して行った方へ工事費用の一部を助成します。改修工事の見積額(税別)または工事完了後の工事額(税別)のいずれか少ない額の10%で最高7万5千円(千円未満の金額は切り捨て)まで補助します。

対象 次の要件を満たす方

- ▶ 町内に居住する、改修工事を行う住宅の所有者または居住者
- ▶ 申請日現在、町税を滞納していない方
- ▶ 過去において同様の補助金等の交付を受けていない方

申請期間 4月1日火から予算がなくなり次第、受付を終了します。

申請方法 申請書に必要書類を添付して商工会へ提出してください。

※申請書は、産業課と商工会で配布しています。町ホームページからもダウンロードできます。

提出書類

- ▶ 申請書 ▶ 工事見積書の写し ▶ 施工前の写真
- ▶ 施工業者一覧表(施工業者が複数の場合)

- ▶ 建築確認申請を要する増築の場合は、建築確認申請の写しと図面 ▶ 賃貸住宅等の居住者が申請するときは、家屋の所有者または管理者の発行する承諾書

その他

- ▶ 工事金額20万円(税別)以上の工事が対象となります
- ▶ 指定期日までに工事完了報告書および施工後の写真を提出していただきます
- ▶ 現地調査を行う場合があります
- ▶ 予算がなくなり次第、受付を終了します
- ▶ 他の補助制度との併用の場合、提出された書類の写しを提出していただきます

## 住宅用環境配慮型機器購入費助成金制度

問合せ 環境課 ☎557-0544

地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減するため、高効率給湯器や太陽光発電システム等を購入・設置した方へ費用の一部を助成します。

対象 次の要件にすべて当てはまる方

- ▶ 自ら居住する町内の住宅に新たに対象機器を設置した方、または対象機器を設置している新築住宅を町内に購入した方
- ▶ 町税および国民健康保険税(他の区市町村において徴収するものを含みます)を滞納していない方
- ▶ 設置した機器が新品であること

申請期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

申請方法 該当機種を設置後、申請書に必要書類を添付して環境課(みずほりサイクルプラザ内)へ提出してください。

※申請書は環境課と商工会で配布しています(町ホームページからダウンロードできます)。

必要書類

- ▶ 設置機器の保証書の写し
- ▶ 機器の購入にかかった領収書または支払い金額を証明できるもの
- ▶ 設置機器の仕様が確認できる見積書
- ▶ 設置状況の写真
- ▶ 太陽光発電システムは、電力会社との電力受給に関する契約書の写し
- ▶ 設置機器に関わる国および東京都等の補助金交付決定通知書がある場合はその写し
- ▶ 住民票、納税証明書(添付の必要のない場合があります)ので、ご相談ください

その他

- ▶ 販売および賃貸借の目的で設置する方、賃貸住宅に対して設置しようとする方は利用できません
- ▶ 平成26年4月1日以降に設置したものが対象です
- ▶ 申請は同一住宅につき1回、1機器に限ります(複数の機器の申請はできません)
- ▶ 現地調査を行う場合があります
- ▶ 助成金をご利用の方には、環境に関する町の調査や活動にご協力をいただく場合があります

助成対象機器と助成額(いずれも住宅用)

対象機器	助成額(購入金額の10%) ※ただし限度額は次の通り
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	購入金額の10%(限度額4万円)
潜熱回収型給湯器	購入金額の10%(限度額2万円)
太陽光発電システム	2万円に対象機器の最大出力キロワットを乗じた額(限度額16万円)
太陽熱温水器	集熱面積(m <sup>2</sup> )を乗じた額(限度額 自然循環式 1万5千円、強制循環式 3万円)
燃料電池	購入金額の4%(限度額8万円)
蓄電池	購入金額の4%(限度額6万円)

※対象機器には基準があります。

※助成額は1,000円未満の端数を切り捨てた額です。詳しくは、お問い合わせください。

瑞穂町との関連を装った耐震診断・改修業者にご注意ください!!

## 住宅関連助成制度のお知らせ

あなたの命を守るため 建物の耐震化を。  
一般木造住宅の耐震診断、耐震改修などに関する費用助成をご利用ください。  
詳しくは、担当課へご相談ください。

## 住宅耐震診断費助成事業

問合せ 地域課 ☎557-7610

住宅が大地震で倒壊しないかどうかを見極めるための診断に要する費用の一部を助成します。

- 対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築を着工した、町内の木造一戸建建築物(延べ床面積の2分の1以上を住居として使用しているもの)
- 対象 ①申請日現在、町内に住所のある方  
②自己の居住の用途に供する助成対象住宅を所有する方  
③町税および国民健康保険税の滞納していない方
- 助成額 耐震診断に要した経費の2分の1(上限額10万円) 件数 15件程度予定

## 耐震改修費助成事業

問合せ 商工会 ☎557-3389

耐震診断の結果、耐震性の不十分な木造住宅について、耐震改修工事費用の一部を助成します。

- 対象住宅 ①住宅耐震診断費助成事業と同じ  
②耐震改修を行う前に耐震診断を受け、その評点が1.0未満であること  
③耐震改修を行った後の評点が1.0以上となること  
④行われた耐震改修が建築基準法等の規定に違反していないこと
- 対象 住宅耐震診断費助成事業と同じ
- 助成額 耐震改修に要した経費の2分の1(上限額100万円) 件数 5件程度予定
- 施工業者 町内に事業所のある業者

## 簡易耐震改修費助成事業

問合せ 地域課 ☎557-7610

耐震診断の結果、耐震性の不十分な木造住宅について、家屋の倒壊から命を守る空間を確保するため、安価な耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の一部を助成します。

- 対象住宅 ①耐震改修費助成事業①②と同じ  
②以下いずれにも該当すること  
ア)そこに居住する世帯の年間所得額が200万円以下であること  
イ)そこに居住する世帯が、助成の申請の日において65歳以上の方。または未成年者、あるいは身体上の障がい程度が身体障害者福祉法施行規則別表5号の1級または2級の方で構成されること
- 対象 住宅耐震診断費助成事業と同じ
- 助成額 耐震改修に要した経費の10分の6(上限額50万円) 件数 5件程度予定